

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2022 年 5 月号

出向契約に基づきインド企業が外国企業に給与やその他の経費を精算する際に適用されるサービス税について

※本ニュースレターは、英文ニュースレター（[Tax Alert 21 May, 2022](#)）の抄訳です。

日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インド最高裁判所は、インド企業に出向している海外（インド国外）企業の従業員の給与費用等の精算は、マンパワー・サービスとして扱われ、リバースチャージによりサービス税が課されるとの判決を下した。

背景

- 被控訴人（インド企業）は、外国企業との間で、従業員を臨時に派遣するための出向契約を締結した。
- インド法人への出向者は、海外グループ会社から給与、賞与、社会保険料、経費精算等の支払いを受けている。
- 海外グループ会社は、被控訴人に対し、前述の費用を回収するためにデビットノートを発行し、被控訴人はこれをマークアップなしで精算した
- インド歳入庁は、外国企業から出向している従業員について、人材派遣又は供給代行サービスのカテゴリでサービス税を要求し、また、脱税の意図をもってサービス税が支払われていないとして、期限の延長を主張した。
- 被控訴人はバンガロールの CESTAT（独立審判所:関税・物品税・サービス税審判委員会）に控訴し、次のように判示された
 - 外国企業からインド企業への従業員の出向は、労働力の供給には当たらない。
 - 被控訴人に出向している従業員は、その出向先の従業員としての立場で働いており、グループ会社から給与を受け取っているのは支払い目的だけである。
 - 出向者とインド企業の間には、労使関係が存在する。したがって、この活動は、"人材派遣・供給代行"と呼ぶことはできない。
- この CESTAT の決定に対して、歳入庁はインド最高裁判所へ上告した。

歳入庁の主張

- 被控訴人と海外グループ会社との間の取り決めは、海外グループ会社はその従業員を通じて被控訴人に人材サービスを提供するサービス契約であった。
- 出向者の職務遂行の方法を一時的にインドの会社が管理していたとしても、彼らの実質的な雇用主が海外の会社であるという事実が失われたり、弱まったりすることはない。
- 出向者は出向終了後、海外企業に帰任している。被控訴人との間のコントロールは期間を限定したものであった。
- 当事者間の契約は、当該海外企業が被控訴人にサービスを提供するために不可欠なものであった。したがって、課税対象役務であり、サービス税法上除外されない。

被控訴人の主張

- 被控訴人は、サービス税法上、人材の雇用及び供給の2種類の活動が、人材雇用供給代理店サービスの対象となると提出した。したがって、人材派遣会社や人材供給代理店によって提供される場合にのみ、課税対象となるサービスとなる。
- 海外グループ会社は、個人向け金融サービス及び法人向けサービスの提供に従事しており、人材供給事業には従事していない。したがって、人材供給代理店とはみなされない。
- さらに、雇用の過程で従業員が雇用主に提供するサービスは、サービス税の課税対象外であると主張した。
- そのような従業員は、被控訴人自身（出向先）の指揮監督の下で働いていた。さらに、被控訴人は、出向者を管理することができた。給与や手当の支給は、出向者の母国での社会保障法を考慮して行われている。
- 被控訴人は所得税法に基づく関連書類を発行しており、出向者も所得税申告を行い、PFに拠出していた。したがって、従業員と雇用者の関係があった。
- また、被控訴人は、出向者は自社の従業員であり、人材供給サービスの範囲に含まれないという誠実な信念を持っていたことも提出された。
- 仮に、被控訴人が外国のグループ会社から受け取った人材供給サービスに対してサービス税が支払われるとしても、そのようなサービスに対して支払ったサービス税の控除を利用することができるため、収益的に中立なシナリオとなる。

最高裁判所の見解と裁定

- ある人が他の人のために、対価を得て行うすべての活動は、サービスであるとみなされる。ただし、従業員が雇用主に対して行う雇用に関する役務の提供は除く。
- 被控訴人は、出向者に対して業務上又は機能上の支配力を有しており、従業員は、海外の雇用主との関係ではなく、被控訴人の活動に関連する業務を行っていた。
- 本問題に関して、出向契約にはサービス税が適用されないとした CESTAT の過去の裁定は、独立した理由に基づいて下されたものではないため、判例的価値がないものとして、区別されるべきである。
- 最高裁判所は、海外グループ会社が人材供給サービスを提供し、被控訴人は人材雇用と供給サービスの受領者であったと言えると断言した。したがって、CESTAT の命令は破棄された。
- さらに、被控訴人側に脱税の悪意がないため、期限の延長は認められないとされた。

デロイトのコメント

本判決は、外国企業からインド企業への従業員の出向を、マンパワー・サービスの輸入とみなしてサービス税を免除するという、議論の多い問題について述べている。

出向契約に関するサービス税は、インド企業から海外企業へ直接・間接的な対価が支払われていない場合には適用されないと、これまで最高裁判所は判断してきた。しかし、本判決により、出向者のためにインド企業から海外企業へ何らかの対価が支払われている場合には、サービス税が適用されることが明らかにされた。

本判決は、インド企業による経費の精算や海外企業による出向者の給与の支払いは、従業員と雇用者の関係を変えるものではないとしていた CESTAT の諸法廷の見解を無効としたものである。

GST 制度でも同じ原則が適用される可能性があるため、企業は自社の税務ポジションを見直す必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

International Tax and M&A インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー 山崎 靖彦 yasuhiko.yamazaki@tohatsu.co.jp

Deloitte India

マネジャー 庄子 雄基 yshoji@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

